

# 事業所運営に関する留意事項について

---

令和8年3月11日

港区保健福祉支援部  
障害者福祉課  
障害者事業所支援係

## 本日の概要

---

○障害者虐待防止のための体制整備

○身体拘束等の適正化のための体制整備

○主な指摘事項

○正しい請求内容について

# 障害者虐待防止のための体制整備

## 1 障害者虐待防止マニュアル

直接通報義務が正しく記載されているか

虐待（疑いを含む）を発見した人には、直ちに  
区への通報義務が生じることを明記すること

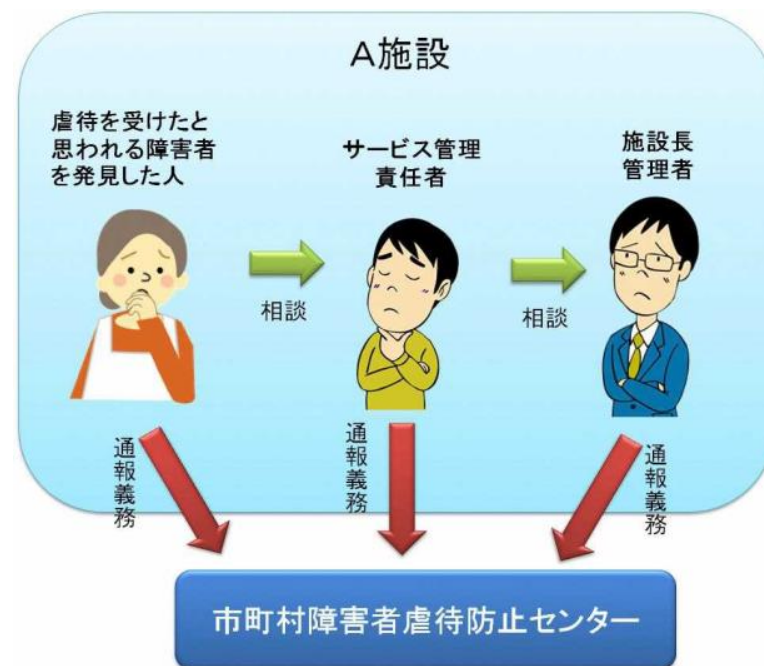
通報先が記載されているか

利用児童すべての支給決定自治体の通報先を明記すること  
港区：03-3578-2673

障害者虐待の5類型が記載されているか

すべての類型を明記すること

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放置
- ⑤経済的虐待



「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月）厚生労働省

# 障害者虐待防止のための体制整備

## 2 障害者虐待防止委員会

年1回以上委員会を開催しているか

障害者虐待防止チェックリストの結果を踏まえているか  
議事録及び**全従業員に周知した**記録等を残しているか

## 3 障害者虐待防止研修

年1回以上研修を実施しているか

研修記録及び**全従業員に実施した**記録等を残しているか  
**欠席者(非常勤職員等)に対するフォロー**を実施しているか  
(レポート等の提出による)研修の理解度を**確認**しているか

研修内容が適正かどうか

障害者虐待防止マニュアルに即した内容が明記されているか  
障害者**虐待防止責任者**や**所内体制**を含んでいるか  
障害特性の理解、支援技術を含んでいるか  
事例検討を含んでいるか

## 4 障害者虐待防止チェックリスト

全職員が実施しているか

**Aが管理者用、Bが従業員用**  
※支援員だけではなく**従事者全員**

○施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト(※4)

A: 体制整備チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

B: 職員セルフチェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

〈チェック項目〉	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

# 身体拘束等の適正化の ための体制整備

# 身体拘束等の適正化のための体制整備

身体拘束等の適正化のための措置を講じているか

身体拘束の報告様式を整備しているか

身体拘束適正化委員会を年1回開催しているか。結果報告を全従業員に行っているか

身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか

身体拘束適正化研修を全従業員に実施しているか

やむを得ず身体的拘束を行うときの手続き

事前に身体的拘束が発生する可能性が把握できる場合は、個別支援計画に身体的拘束の態様、緊急やむを得ない理由を記載し、保護者や本人に丁寧に説明し、保護者の同意を得ることが必要  
身体的拘束を行った後は、記録をした上で、その支援内容の適切性を事業所内で検証し、あわせて解除に向けての支援方法を身体的拘束適正化委員会で検証すること

## 切迫性

本人または他利用児童等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

## 緊急やむを得ない場合の3つの要件

### 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

### 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

# 主な指摘事項

# 主な指摘事項 1

## 衛生管理

研修・訓練の各年2回の実施  
所内体制を踏まえた指針の策定  
3カ月に1度以上の委員会開催  
全従業員への委員会の結果周知

## 業務継続計画

研修・訓練の各年1回の実施  
所内体制を踏まえた計画の策定

## 安全計画

避難訓練の年2回の実施等  
所内体制を踏まえた計画の策定  
保護者へ計画に係る取組の周知



## 主な指摘内容と改善ポイント

- 全従業員に対する研修の実施が確認できませんでした→**回覧や報告書等の記録**が残っているか
- 研修だけではなく、全従業員に対する訓練を実施してください→**研修・訓練それぞれの実施**が必要
- 指針(計画やマニュアル等)に所内体制を追記してください→職員が何をすればいいかを**具体的に記載**
- 全従業員に対する委員会の結果周知が確認できませんでした→**議事録等の回覧等の記録**が残っているか
- 安全計画に係る取組を保護者に対して周知してください→**周知した記録**があるか(電子や通知等問わない)  
(助言)管理者や児発管不在時でも緊急時に対応できるよう、避難訓練や研修・訓練方法を検討してください。

## 主な指摘事項 2

### 1 事故防止マニュアルについて

- 職員が迅速かつ適切な対応が可能な**具体的内容**
- 港区と利用児童の支給決定自治体に対する報告
- 職員が容易に閲覧できる場所に掲示

### 2 サービス提供記録における保護者からの確認

- サービス提供記録は、**都度記録・都度確認**
- 保護者都合により、都度の確認が困難な場合において、都度確認ができるように検討してください  
(例)メールやLINE等による電磁的記録の使用

### 3 設備及び備品等について

- コンセントカバーやマグネット等、児童が飲み込む**可能性があるサイズ**の物品は使用しないこと  
(助言)検食の実施とその記録を確認できること

### 4 運営規程等の記載事項

- 記載が必要な事項が記載されているか
- 第三者評価の受審状況について記載されているか  
(直近の受審年月日、実施機関名、開示状況等)

電磁的記録等を使用する場合は、あらかじめ**文書**にて電磁的記録の利用等に関する**保護者から同意**を得ること

トイレトペーパーの内芯より小さい物は使用不可(直径40mm)

## 4 運営規程の主な記載事項

(適切な職場環境維持)。

第17条 事業者は、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(自動車を運行する場合の所在の確認)。

第20条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行う。

●は、各事業所の実態に合わせて記載してください。

(虐待の防止のための措置)

第●条 指定●●事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告し、防止策を講じる。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年●回以上開催し、虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等を行うとともに、その内容については従業員に周知徹底する。
- 4 従業員に対し、虐待防止のための研修を年●回以上は開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 5 苦情解決体制を整備する。
- 6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

運営規程に定めておかなければならない重要事項

【児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第15号)】第37条及び第71条(準用)に基づく。

- ① 事業の目的及び運営の方針。
- ② 従業員の職種、員数及び職務の内容。
- ③ 営業日及び営業時間。
- ④ 利用定員。
- ⑤ 指定児童発達支援事業及び指定放課後等デイサービスの内容及び通所給付決定保護者から受領する費用の額。
- ⑥ 通常の事業の実施地域。
- ⑦ 利用にあたっての留意事項。
- ⑧ 緊急時等における対応方法。
- ⑨ 非常災害対策。
- ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類。
- ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項。
- ⑫ その他運営に関する重要事項。

- …… ※都として参考に示している事項。
- …… ・感染症等の予防及びまん延の防止。
- …… ・身体拘束等の禁止。
- …… ・業務継続計画の策定等。
  - ・安全計画の策定等。
  - ・自動車を運行する場合の所在の確認。
  - ・適切な職場環境維持。
- …… ・従業員の研修について。
- …… ・個人情報保護関係。
- …… ・運営規程に定める事項以外の取り決め。
- 
- ⑬ 附則。
- …… 当該事業の施行日・・事業開始の日。

## 主な指摘事項 2

### 5 事業ごとの会計区分

○法人単位ではなく、事業所ごと、サービス種別ごとに会計を区分して計上すること

### 6 個別支援計画について

○**児童発達支援管理責任者が作成すること**  
※障害児相談支援事業所から計画を取り寄せ、個別支援計画の内容に反映させること  
※障害児相談支援事業所へ作成した計画を提供すること

### 7 専門的支援実施計画について

○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士または児童指導員(5年以上児童福祉事業従事した者に限る。)、心理担当職員等のいずれかが作成すること

### 8 記録の作成及び保管体制

○支援時間や内容、記録作成者等が分かる体制  
○加算に係る記録がない場合、返還になる可能性有  
○個別支援計画の見直しをしないを判断した記録も必要

利用開始日以前に計画が作成されていないことも散見されますので  
ご注意ください

計画作成は、管理者や児発管だけではなく、直接支援をする従業者等から広く意見を集約してください

# 正しい請求内容について

## 1 家族支援加算 子育てサポート加算 専門的支援実施加算 延長支援加算

### 共通している注意点

- 個別支援計画等に位置付けた上で、計画的に実施すること
- 計画と異なる支援時間となった場合でも、**最低30分以上**の支援時間を要すること
- 支援の内容及び時間等が確認できる**記録の作成及び保管**すること

## 2 児童指導員等加配加算 専門的支援体制加算

### 併給する際の注意点

- 利用者**10名**支援者**4名**=児童指導員等加配加算**及び**専門的支援体制加算の併給可(基準人員2名+2)
- 利用者**13名**支援者**4名**=児童指導員等加配加算**又は**専門的支援体制加算の請求可(基準人員3名+1)
- ※区に対する届出内容や雇用契約等との整合性により請求できないケース有

加算の算定要件を満たさない請求をしている場合、**給付費の返還を求めます。**  
要件を満たさない請求を故意に行う等、**悪質性のある場合には行政処分**の対象となることがあります。  
法令等を随時ご確認し、適正な請求及び事業所運営を行ってください。

### 【参考】

- 障害児通所給付費等の重複請求に係る請求審査について(通知)  
(港区障害者福祉課 令和6年12月17日)
- 障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ&A 令和6年7月1日